




つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第 7 号

つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例

つくばみらい市水道事業給水条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 131 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「第 231 条の 2 第 6 項」を「第 231 条の 2 の 3 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、指定納付受託者がその名称、住所又は事務所の所在地の変更を市長に届け出た場合及び指定納付受託者の指定を取り消した場合は、その旨を告示しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 6 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定を受けている者に対する改正前のつくばみらい市水道事業給水条例の規定の適用については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。